

改正された家畜伝染病予防法

1. 改正の経緯

昨年 4 月に宮崎県で発生した口蹄疫は、約 30 万頭に及ぶ牛・豚の殺処分のみならず、地域経済・社会にも大きな影響を与えました。また昨年 11 月には各地で高病原性鳥インフルエンザの発生が報告されています。口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザは近隣のアジア諸国で続発しており、いつ我が国に侵入するかわかりません。

今はまだ関係者の記憶も鮮明ですが、将来起こりうる次の発生に備え、より早く、より確実に、疾病を清浄化するため、今回の経験を生かした対応が必要です。このため、農林水産省は第三者から成る口蹄疫対策検証委員会（以下委員会）を設置し、昨年 11 月に報告書が取りまとめられました。この報告書では「発生の予防」、「早期の発見・通報」、「迅速な初動対応」が最も重要とされています。

この検討を受けて、昨年の口蹄疫のような事態が二度と起こらないようにするため、家畜防疫に関する基本法である家畜伝染病予防法（以下家伝法）が改正されることになり、本年 4 月の第 177 回国会において成立し、公布されました。

この改正された家伝法やこれに基づいて構築される防疫体制が十分機能するには、防疫体制の構成員である行政、獣医師や生産者などの関係者が、今回の改正の考え方や、各条文の改正に至った背景などを理解し、いかに活用して具体的に対応していくかにかかっているとされます。

2. 改正の主な概要

今回の家伝法の改正の主な内容について、項目ごとに簡単にご紹介します。

1) 国と都道府県・市町村との役割分担

昨年の宮崎県における口蹄疫への対応については、委員会の報告書においても、「国と宮崎県・市町村との役割分担が明確でなく、連携が不足しており、防疫体制が十分に機能しなかった」と指摘されています。このため、国と都道府県・市町村との役割分担を、家畜防疫のための方針の策定及び改定は国が責任を持って行い、それに基づく具体的措置は都道府県が中心となって行うこととされました。具体的には、

- (1) 農林水産大臣は、口蹄疫等の伝播力が特に強い家畜伝染病について、発生の予防、発生時の初動措置等に関する具体的かつ技術的な指針である防疫指針を作成するとともに、最新の科学的知見・国際的動向を踏まえ、少なくとも 3 年ごとに防疫指針に再検討を加える。
- (2) 都道府県知事・市町村長は、防疫指針に基づき、家畜伝染病の発生の予防・まん延の防止のための措置を実施する。
- (3) 農林水産大臣は、都道府県知事・市町村長に対し、(2) の措置の実施に関し援助を行う。こととされました。

2) 畜産農家における飼養衛生管理の強化

家畜の伝染性疾患の発生を予防するためには、日頃からの畜産農家における家畜の伝染性疾患の病原体の侵入防止措置が最も重要です。このため、家畜の所有者が行うべき事項は以下の通りです。

- (1) 消毒設備の設置及び消毒設備を利用した消毒の義務
- (2) 飼養衛生管理基準の強化
- (3) 家畜の飼養の衛生管理の状況等に関して都道府県知事に定期報告の義務
- (4) 都道府県知事は、飼養衛生管理基準が適切に守られていない場合、家畜の所有者に対し、必要な指導・助言・勧告・命令をすることができる。

(注：酪農家の飼養衛生管理基準への対応については[酪農・豆知識 第 47 号](#)、[第 53 号](#)をご参照ください)

3) 家畜の伝染性疾患の発生時に備えた準備

家畜の伝染性疾患の発生の予防を図るとともに、いつ国内で家畜の伝染性疾患が発生しても、

迅速かつ的確な対応が講じられるよう、万全の備えをしておくため、

- (1) 農林水産大臣は、海外における伝染病の発生状況など家畜の伝染性疾患の発生の予防・まん延の防止のために必要な情報等を積極的に公表する。
- (2) 都道府県知事は、必要な員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならない。
- (3) 埋却に備えた土地の確保も飼養衛生管理基準の項目に含めることとし、都道府県知事は、家畜の所有者に対し、必要な指導・助言・勧告・命令をすることができることとしつつ、
- (4) 都道府県知事は、患畜等の死体の焼却・埋却が的確かつ迅速に実施されるようにするため、焼却・埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

とされました。

4) 患畜・疑似患畜の早期の発見・通報の徹底

家畜伝染病の発生をできる限り早期に発見し、被害を最小限のものとするため、口蹄疫と高病原性鳥インフルエンザの2疾病については、症状等の具体的な要件を法令に規定し、こうした要件を満たす場合には、これらの疾病を疑っていない場合であっても通報（獣医師・家畜の所有者は都道府県知事に、都道府県知事は農林水産大臣に）することが義務づけられました。

5) 国の財政支援の拡充

伝播力・病原性が強く、命令を待たずに直ちに殺処分を行うこととしている口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等では、農場内の家畜の一部が当該疾病にかかると、当該農場内の全ての家畜をと殺しなければならず、その結果、畜産農家の経営の継続が困難となってしまうと考えられます。このため国はこれらの疾病の患畜・疑似患畜の所有者に対し、特別手当金を交付することにより、通常の手当金と合わせて当該家畜の評価額全額を交付することとされました。

ただし、必要な防疫措置を十分に講じていなかった家畜の所有者に対しては、手当金・特別手当金の全部又は一部を交付せず、または返還させることとされました。手当金・特別手当金の減額・返還の割合は、交付対象者の

- (1) 家畜の飼養衛生管理の状況
- (2) 早期通報の実施状況
- (3) 家畜伝染病のまん延防止措置への協力状況

等を総合的に勘案して、有識者の意見を聴いた上で、農林水産大臣が決定するとしています。

6) 口蹄疫のまん延時における患畜・疑似患畜以外の家畜の殺処分（予防的殺処分）

委員会の報告書では、「経済的補償も含めて、予防的殺処分を家伝法に明確に位置付けておくべき」と提言されています。しかし、予防的殺処分は他に手段がない場合のやむを得ない措置です。対象を慎重に検討しなければなりません。このため、口蹄疫に限ってまん延防止のための予防的殺処分を行うことができるとし、国は予防的殺処分により損失を受けた者に対し、対象家畜の評価額全額を補償しなければならないとされました。

7) その他

海外からわが国への家畜の伝染性疾患の病原体の侵入防止を徹底するため、動物検疫所の家畜防疫官は、入国者の携帯品に対し、必要な質問・検査を行うとともに、検査の結果、消毒が必要な物品がある場合にはこれを消毒することができることとし、動物検疫所長は、航空会社・空港等に対し、必要な協力を求めることができることとするともに、航空会社・空港等は、その求めに応ずるよう努めなければならないとしています。

3. おわりに

改正された家伝法は、本年10月までに段階的に施行されます。それに向けて、飼養衛生管理基準を見直し、都道府県知事への定期報告の内容や早期通報の対象となる一定の症状の内容を定める必要があり、食料・農業・農村政策審議会や都道府県等の関係者の意見を伺いながら、検討が進められています。

また、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの具体的な防疫方針を定めた特定家畜伝染病防疫指針についても、10月までに改正することとして、専門家の意見を聞くなどの作業が進んでいます。